

(表)

高等職業訓練促進等給付金の支給要件が緩和・拡充されます（令和4年度限り）

デジタル分野をはじめとした好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、**令和4年度に修業を開始する場合に限り**、以下のとおり高等職業訓練促進等給付金の**支給要件を緩和・拡充**します。

…高等職業訓練促進給付金とは？…

四街道市在住で20歳未満の児童を養育している、本人が児童扶養手当受給者と同等の所得水準にあるひとり親家庭の父母が就職に結びつく資格を取得するため、専門学校や大学などの養成機関を一定期間修業する場合、要件を満たせば、高等職業訓練促進給付金や高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

《修業期間》

【通常】1年以上の修業が必要とされるもの

↓

【緩和】6か月以上の修業が予定されているもの

《対象資格・講座》

【通常】看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師などの国家資格を取得するための養成機関

↓

【拡充】通常の資格・講座に加え、次の**指定講座も対象**

- ・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関連のものに限る）
- ・雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座
- ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座

※訓練期間が6か月以上のものに限ります。

※対象となる資格の種類については、裏面をご覧ください。

※指定講座については、「教育訓練給付制度検索システム」で検索できます。

※通常、拡充後いずれも、やむを得ない事情がある場合を除き、通学制のものに限ります。

…支給期間…

通常は、申請のあった月分から支給します。ただし、上記の緩和・拡充により対象となる講座を令和4年4月1日以降に修業開始している場合に限り、令和5年2月28日までに申請いただければ、修業開始した月分から遡って支給します。

※制度説明・事前相談・申請には必ず予約が必要です。下記までお電話ください。

…問い合わせ先・予約先…

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

四街道市役所 子育て支援課 子育て支援係 ⑩-2 番窓口 ☎043-421-6124

(裏)

ひとり親家庭高等職業訓練促進等給付金の対象資格・講座(令和4年度拡充分)

下記の資格等に関する講座のうち、訓練期間が6か月以上のものが対象となります。(★印の資格は従前の対象資格のため、教育訓練の指定講座に限らず対象となります。)
表に記載されていても、申請日現在、各教育訓練として指定を受けている講座がない場合があります。

分野	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
輸送・機械運転関係の資格や講座		●大型自動車第一種・第二種免許 ●中型自動車第一種・第二種免許 ●大型特殊自動車免許 ●準中型自動車第一種免許 ●普通自動車第二種免許、けん引免許 ●玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・車両系建設機械運転技能講習 ●移動式クレーン運転士免許 ●クレーン・デリック運転士免許	
情報関係の資格や講座	●Webクリエイター能力認定試験 ●Microsoft Office Specialist2010、2013、2016 ●CAD利用技術者試験、●建築CAD検定 ●Photoshopクリエイター能力認定試験 ●Illustratorクリエイター能力認定試験 ●VBAエキスパート ●Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格	●Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格	●シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格 ●第四次産業革命スキル習得講座(新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、高度技術(ネットワーク、セキュリティ)など)
専門的サービス関係の資格や講座		●社会保険労務士、●税理士、●行政書士 ●司法書士、●弁理士、●通関士 ●ファイナンシャルプランニング技能検定	●キャリアコンサルタント
事務関係の資格や講座		●介護職員初任者研修 ●介護支援専門員実務研修等 ●特定行為研修、●喀痰吸引等研修 ●福祉用具専門相談員、●登録販売者試験	
医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座			★看護師、★准看護師、★助産師、★保健師 ★介護福祉士、●介護福祉士実務者養成研修 ★美容師、★理容師、★保育士、★栄養士 ★歯科衛生士、●歯科技工士、★社会福祉士 ★柔道整復師、●精神保健福祉士、★はり師 ★あん摩マッサージ指圧師、●臨床工学技士 ★言語聴覚士、★理学療法士、★作業療法士 ●視能訓練士
営業・販売関係の資格や講座		●宅地建物取引士資格試験	★調理師
製造関係の資格や講座			★製菓衛生師
技術・農業関係の資格や講座		●自動車整備士、●電気主任技術者試験	●測量士補
その他、大学・専門学校等の講座			●職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など) ●専門職学位課程(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など) ●職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など)